

秋田県条例第十一号

秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項を次のように改める。

5 指定訪問介護事業者が法第十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）第五条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る法第十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村が定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第六条第二項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第四条第五項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第一号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第六条第一項に規定する」を「市町村が定める当該第一号訪問事業の」に改める。

第九条中「含む」の下に「。第一百二十二条第二項において同じ」を加える。

第十九条第三項中「基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第十九条第一項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」を「法第十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス（法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。）に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」に、「同項及び同条第二項に規定する」を「市町村が定める当該第一号訪問事業の」に改める。

第二十一条第二項中「基準該当介護予防訪問介護の事業」を「第十九条第三項に規定する第一号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第二十一条第一項に規定する」を「市町村が定める当該第一号訪問事業の」に改める。

第二十五条第三項中「指定介護予防サービス等基準条例第二十五条第一項に」を「秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十七号。以下「指定介護

予防サービス等基準条例」という。)第二十五条第一項に」に改める。

第三十九条中「回復」の下に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

第四十条第五項中「指定訪問看護事業者が」の下に「指定複合型サービス事業者(」を加え、「(以下「指定複合型サービス」という。)」を削り、「者(以下「指定複合型サービス事業者」と)を「者を」に、「と指定複合型サービス」を「と指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(介護保険法施行規則第十七条の十二に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。))をいう。以下同じ。)」に、「(指定複合型サービス)」を「(指定看護小規模多機能型居宅介護)」に改める。

第五十一条及び第六十七条中「ように」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第六十八条第四項を次のように改める。

4 指定通所介護事業者が法第十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業(旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村が定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第七十条第三項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第六十八条第四項に規定する第一号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第七十条第一項及び第二項に規定する」を「市町村が定める当該第一号通所事業の」に、「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

第七十三条第四号中「指定介護予防通所介護事業者」を「第六十八条第四項に規定する第一号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第一号通所事業」に、「又は指定介護予防通所介護」を「又は当該第一号通所事業」に改める。

第七十五条の次に次の一条を加える。

(事故発生時の対応)

第七十五条の二 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講ずるとともに、市町村、当該利用者の家族等及び当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に連絡をしなければならない。

2 指定通所介護事業者は、第七十条第三項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、前項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、指定通所介護事業者の事故発生時の対応に関し必要な事項は、規則で定める。
第七十七条中「、第十七条」を削る。

第七十八条第一項中「ように」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第八十二条に次の一項を加える。

3 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

第八十八条中「、第十七条」を削り、「、第七十四条及び第七十五条」を「及び第七十四条から第七十五条の二まで」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「第七十条第三項」とあるのは、「第八十二条第三項」と読み替えるものとする。

第八十九条第三項中「基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第七十八条第一項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」を「法第十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」に、「同項及び同条第二項に規定する」を「市町村が定める当該第一号通所事業の」に改める。

第九十一条第三項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第八十九条第三項に規定する第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第八十条第一項及び第二項に規定する」を「市町村が定める当該第一号通所事業の」に改める。

第九十二条中「、第十七条」を削る。

第九十三条中「ように」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第一百十二条に次の一項を加える。

2 利用者の状況又は利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（秋田県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年秋田県条例第百二号）第三条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利

用者及び他の利用者の処遇に支障がないときにあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者の数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができる。

第二百二十三条中「若しくは」を「、」に、「」又は「を」若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）又は「に改める。

第二百二十八条中「規定する従業者」の下に「と、第百十二条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」を加える。

第百五十三条を次のように改める。

第百五十三条 削除

第百六十条第三項を削る。

第百六十八条中「及び第百五十二条から第百五十五条まで」を「、第百五十二条、第百五十四条及び第百五十五条」に改める。

附則第十項中「第百十二条」を「第百十二条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（介護予防訪問介護に関する経過措置）

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、この条例による改正前の秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「旧条例」という。）第四条第二項及び第五項、第六条第二項、第十九条第三項並びに第二十一条第二項の規定は、なおその効力を有する。

（介護予防通所介護に関する経過措置）

3 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第五十四条第

一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧条第六十八条第一項第三号及び第四項、第七十条第三項、第七十三条第四号、第八十九条第一項第三号及び第三項並びに第九十一条第三項の規定は、なおその効力を有する。